

令和7年度
第12回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和8年3月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第12回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和8年3月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和8年3月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和8年3月25日 13時30分			議長	三浦美恵子
	閉会	令和8年3月25日 14時08分			議長	三浦美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
10	阿 部 正 光	▲				

議事録署名委員	議席番号 3番	高橋栄光	議席番号 4番	竹田憲治
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	高橋誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	松尾竜也		
	農地調整係主任	恩賀ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日の委員の出欠について報告いたします。

総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号10番阿部正光委員仕事のため欠席と連絡をいただいております。

以上1名の欠席となっており、出席委員数は19名中18名となります。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第12回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。

よって議事録署名人には、議席番号3番高橋栄光委員と議席番号4番竹田憲治委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第12回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第12回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 8 年 3 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 12 回総会について

以上、2 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、4 月 10 日午後 4 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員及び、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 12 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 8 年 3 月 25 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 6 ページをご覧ください。

令和 8 年 2 月 25 日から令和 8 年 3 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番は先月の総会内容、まる 2 番は 1 月の総会内容となります。まる 3 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる 4 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 3 月 17 日の火曜日でございます、8 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 1 番委員小山田和義委員、農業委員の 2 番委員國司功委員、推進委員の西根南地区の 1 番委員松村芳明委員、推進委員の西根北地区の 1 番委員畠山新伍委員、推進委員の松尾地区の 1 番委員高橋和夫委員の 5 名でございます。

事務局からは高橋事務局長と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をも

って割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる5番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和8年2月16日から令和8年3月15日までの間で、借受・買受希望のあっせんは1件、貸付・売渡希望のあっせんは8件となっております。

貸付・売渡希望8件のうち、松尾地区の農地返却に伴うあっせんは5件となっており、松尾地区調査会の農業委員・農地利用最適化委員が集まって、対応していただいております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。

ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページから3ページをご覧ください。今月の申請は5件です。

関係資料1ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第13地割84-1畑126㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号2：大更第45地割113田2,252㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が作業委託していた法人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 3 : 大更第 46 地割 178 田 1,010 m²を含む 2 筆 1,398 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで 譲渡人が作業委託していた法人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 4 : 田頭第 2 地割 42 田 1,316 m²を含む 2 筆 2,317 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで 譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 5 : 平笠第 2 地割 91-1 畑 5,038 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで 譲渡人が保全管理しており、権利取得後は牧草を作付予定です。

次の 3 ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員高橋和夫委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（高橋和夫委員）

農地利用最適化推進委員 15 番、高橋でございます。

ご報告申し上げます。

申請番号 1 番ですが、位置は、大更小学校から東へ約 1.5 k m の地点です。

現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 2 番ですが、位置は、J R 東大更駅から北へ約 1.2 k m の地点です。

現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 3 番ですが、位置は、J R 東大更駅から南西へ約 1.2 k m の地点です。

現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 4 番ですが、位置は、田頭小学校から南へ約 1.3 k m 以内に点在しています。

現況は、保全されておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は、平笠小学校から南へ約 1.3 k m の地点です。

現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する

「議事の参与制限に該当する案件について、これを先に審議いたします。
ここで、議長を交代いたします。
松村勝彦会長職務代理者は、議長席に登壇願います。

(三浦会長は 19 番委員席に、松村会長職務代理者は議長席に移動)

議長（松村会長職務代理者）

これより、八幡平市農業委員会会議規則第 8 条第 2 項の規定により、会長の職務を代理し、議長を務めます。

まず、申請番号 3 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 19 番三浦美恵子会長の退席を求めます。

(19 番三浦美恵子会長 退席確認)

議長（松村会長職務代理者）

これより、申請番号 3 番の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（松村会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。
これより、申請番号 3 番を採決いたします。
この案件について、原案のとおり「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（松村会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（松村会長職務代理者）

よって、申請番号 3 番については、原案のとおり「可」とすることに決定いたしました。
ここで、議席番号 19 番三浦美恵子会長の着席を求めます。

(19 番三浦美恵子会長 着席確認)

議長（松村会長職務代理者）

併せて、議長を交代いたします。

三浦会長は、議長席に登壇願います。

(三浦会長は議長席に、松村会長職務代理者は18番委員席に移動)

議長（三浦会長）

これより、申請番号3番を除く議案第1号の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。
これより、申請番号3番を除く議案第1号を採決いたします。
この案件について、原案のとおり「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号3番を除く議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について」は、原案のとおり「可」とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料2ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：松尾寄木第24地割20-2畑285㎡です。

転用の目的は、売買による自己住宅の建設です。

申請者は現在、二世帯で生活しており、子供の成長により手狭となってきたことから今回申請のあったものです。

申請地の農地区分は 第1種農地、例外規定は 集落に接続して転用することで地域住民の活動抑止を防ぐものであることが確認されております。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員高橋和夫委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（高橋和夫委員）

はい、農地利用最適化推進委員15番高橋和夫です、報告いたします。

申請番号1番ですが、位置は松尾中学校から南西へ約1.5kmの地点です。

現況は保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

この案件について、「許可相当」と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 8 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件です。

関係資料 2 ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号 1 ; 大更第 38 地割 165-3 畑 127 m²です。

現況は、物置が設置されています。

申請地は、隣接地の堆肥舎を設置する際に同時に物置を設置しまったということで、平成 16 年頃から一体的に利用しているということです。

申請番号 2 : 大更第 38 地割 165-4 畑 3, 376 m²です。

現況は、山林化しています。

申請者は、相続するまで土地の存在を知らず

昭和 50 年頃から放置してしまっただけということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員高橋和夫委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（高橋和夫委員）

農地利用最適化推進委員 15 番高橋和夫です、報告します。

申請番号 1 番及び 2 番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から北東へ約 3.7 km の地点です。

現況は、一筆は倉庫が建っており、もう一筆は山林化しておりました。

今回の農地は、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (三浦会長)

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長 (三浦会長)

次に、議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 10 ページから 45 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 67 件、使用貸借権設定 32 件、所有権移転が 12 件の合計 111 件です。

賃貸借権設定のうち 2 件、使用貸借権設定のうち 3 件は更新、その他 106 件は新規の申請です。まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～10 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 11 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 12 番～28 番は 松尾地区に係る申請です。

申請番号 29 番～67 番は 安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 75 番を除く申請番号 68 番～77 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 75 番は西根南地区及び松尾地区に係る申請です。

申請番号 78 番～79 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 80 番～98 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 99 番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 100 番～107 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 108 番～109 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 110 番～111 番は松尾地区に係る申請です。

以上、各申請とも 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (三浦会長)

以上で、説明が終わりました。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号15番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番田村昭雄委員の退席を求めます。

(13番田村昭雄委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号15番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号15番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号15番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号13番田村昭雄委員の着席を求めます。

(13番田村昭雄委員 着席確認)

議長（三浦会長）

次に、申請番号68番、70番及び71番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号7番向久保勉委員の退席を求めます。

(7番向久保勉委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号68番、70番及び71番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号68番、70番及び71番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号68番、70番及び71番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号7番向久保勉委員の着席を求めます。

（7番向久保勉委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号109番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番中村一彦委員の退席を求めます。

（14番中村一彦委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号109番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号109番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号109番については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、14番中村一彦委員の着席を求めます。

（14 番中村一彦委員 着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 15 番、68 番、70 番、71 番及び 109 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、これより、申請番号 15 番、68 番、70 番、71 番及び 109 番を除く議案第 4 号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号 15 番、68 番、70 番、71 番及び 109 番を除く議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 5 号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋事務局長）

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、内容をご説明いたします。

47 ページをお開き願います。

令和8年4月1日付け定期人事異動内示となります。2名の事務局職員が職を免ぜられ、4名の事務局職員が新たに職を命じられ、1名の事務局職員が退職となり、1名の事務局職員が再任用職員の任期満了となる人事異動内示が発表されました。

(1) 前任者は、2名となります。

農業委員会事務局主任畑肇ですが、西根地区市民センター主任に異動となります。
安代総合支所主査村井伸地ですが、農業委員会事務局主査の併任を免ぜられます。

(2) 後任者は、4名となります。

農業委員会事務局事務局長補佐兼農業振興係長佐々木桂ですが、地域福祉課障がい福祉係長からの異動となります。

農業委員会事務局主事野沢雄喜ですが、新採用職員となります。

安代総合支所主任元木洋介ですが、農業委員会事務局主任の併任を命じられます。

安代総合支所主事羽沢望ですが、税務課主事からの異動となり、農業委員会事務局主事の併任を命じられます。

(3) 退職者は、1名となります。

農業委員会事務局事務局長補佐兼農業振興係長立花浩ですが、3月31日付けで退職となりますが、4月1日付けで定年前再任用職員として、西根地区学校給食センター主任となります。

(4) 再任用職員の任期満了者は、1名となります。

安代総合支所主任目時浩一ですが、農業委員会事務局主任の併任を命じられていますが、3月31日付けで暫定再任用職員の任期満了となります。

この議案は、人事案件でございますので、事務局職員の任免について原案のとおり決定をいただきますよう、お願いをするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい。

18番委員（松村委員）

野沢さんって何歳なんですか、新採用。

事務局（高橋事務局長）

詳しくは申し上げできませんが、30歳過ぎでございます。

18 番委員（松村委員）

ありがとうございました。

議長（三浦会長）

あとはありませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第5号「八幡平市農業委員会事務局職員の任免について」は、（原案のとおり「可」とすることに決定いたしました。

6 閉会（14時08分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。

熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第12回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦労様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年4月24日

会 長 _____

3番委員 _____

4番委員 _____

令和7年度

第12回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和8年3月25日（水）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第12回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第5号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について
- 5 閉 会